

大多喜町第5次障がい者基本計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務  
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、大多喜町第5次障がい者基本計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務の契約の相手方の選定にあたり、同業務の委託業者を選定するために行うプロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

大多喜町第5次障がい者基本計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務

3 業務の内容

別紙、「大多喜町第5次障がい者基本計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間 契約締結日から令和9年3月26日までとする。

5 委託料の上限額 5,982,000円（税込）

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 大多喜町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 大多喜町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 千葉県内で障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画のいずれかの策定実績があること。
- (6) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されていること。

7 実施スケジュール

- (1) 質問受付期限 令和8年5月8日（金）正午まで
- (2) 質問回答予定日 令和8年5月11日（月）午後5まで
- (3) 参加申込書等の提出期限 令和8年5月13日（水）正午まで
- (4) 企画提案書の提出期限 令和8年5月19日（火）正午まで
- (5) 書類審査の結果通知 令和8年5月22日（金）まで
- (6) プレゼンテーション 令和8年5月28日（木）

時間等の詳細は、提案書等提出者に5月22日（金）までに電子メールにて通知する。

## 8 参加申込書に関する事項

(1) プロポーザルに参加する者は、参加申込書（様式1）に下記の書類（①～⑤は7部ずつ提出、⑥～⑧は各1部提出）を添付し、前述の期限までに提出すること。

①会社概要（パンフレットも可、業務内容、従業員数などの会社規模が分かるもの）

②障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画業務実績書

※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

③主担当者経歴書

④副担当者一覧表

⑤委託業務実績書

⑥見積書

※予算金額に対して、安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

⑦自治体において策定した計画書

※原本が提出できない場合はコピー等の簡易製本でも可

⑧JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）

(2) 提出方法は、持参の場合は役場開庁時間内とし、郵送の場合は上記提出期限必着とする。

## 9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受け付け、回答する。

(1) 質問方法

ア 電子メールにより質問書（様式2）を提出すること。

イ 質問は、分かりやすくまとめて提出すること。

ウ メール本文に必ず事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレス等の連絡先を記入すること。

(2) 回答方法

ア すべての質問について、参加業者全てに電子メールにて回答する。

イ 質問の回答は、参加業者からの質問に対してまとめて行う。

## 10 企画提案書について

提出方法：持参の場合は役場開庁時間内とし、郵送の場合は上記提出期限必着とする。

提出物については、すべて返却しない。

提出場所：大多喜町役場 健康福祉課

提出書類：企画提案書 正本1部、副本7部を作成し提出すること。

## 11 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

## 12 一次審査（書類審査）

一次審査の結果については、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

### 13 プレゼンテーション及び質疑等の実施方法

- (1) プレゼンテーションの参加人数は3名以内とし、本業務を主として担当する者を1名以上参加させること。
- (2) プレゼンテーションにおける持ち時間は25分以内とし、その後、「大多喜町第5次障がい者基本計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）からの質疑を10分程度とする。
- (3) プロジェクター及びスクリーンについては、町で用意するが、パソコン等のその他機材は用意しないため、使用する場合は、提案事業者が用意し、準備及び片付けを行うこと。
- (4) プレゼンテーションは、提出された提案の内容に基づいて行うこととし、追加資料の提出は認めない。ただし、パソコン等を使用し、パワーポイントにてプレゼンテーションを行う場合、提出物の内容を逸脱しないものであれば、提案書を要約した任意の形式で作成し、審査当日に使用しても構わない。

### 14 事業者の選定

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、別に定める「大多喜町第5次障がい者基本計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき、評価委員会が選定する。

#### (1) 審査

審査は、提案書等について、一次審査により上位3位を選定した後、委員会による二次審査を行う。ただし、提案書等の提出が3者以内の場合は一次審査を省略し、全者合格とする。

一次審査及び二次審査の評価合計点において、最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。なお、一次審査及び二次審査の評価合計点数が5割を超えない場合は失格とする。

#### (2) 評価項目

評価項目は、次のとおりとする（別紙「審査項目及び評価基準」のとおり）。

- ア 業務実績等（業務受注実績・業務執行体制）
- イ 見積金額
- ウ 企画提案内容（プレゼンテーション）

#### (3) 提出者が1者の場合

提出者が1者の場合でも、原則として二次審査（プレゼンテーション）を行い、委員会がその企画提案書等について、実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

### 15 審査結果の通知

各提案事業者の企画提案に基づき、評価委員会において審査を行い、最も評価の高い提案事業者を契約候補者とし、5月末までに書面にて通知を行うとともに、町ホームページにて公表を行う。

また、契約候補者とならなかった者にも審査結果を書面にて通知を行う。

### 16 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

- (3) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (4) 提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されなかった場合
- (5) 評価委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
- (8) その他本要領に違反すると認められた場合

## 17 その他

- (1) プロポーザルに参加する者は、参加申込書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 業者選定における会議は、非公開とし、会議内容及び評価内容については公表しない。
- (4) 辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。(任意様式)
- (5) 次のいずれかに該当した者については、辞退とみなす。
  - ア 提出書類が期限内に提出されなかった者
  - イ プレゼンテーションに遅れた者
- (6) 提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 企画提案書には、提案者が実現を約束したものとみなすため、確実に実現できる範囲内で記載すること。
- (8) 有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。
- (9) 契約の締結は、町と契約候補者において提案した内容等について協議し、双方が合意した場合に行うものとする。

ただし、契約候補者と合意に至らなかった場合は、その者と契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。
- (10) 提出書類については、本業務の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、町は、本業務に係る情報公開請求があった場合、大多喜町情報公開条例（平成14年大多喜町条例第1号）に基づき、参加申込書及び企画提案書を公開することがある。

## 18 提出先及び問合せ先

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地  
大多喜町役場 健康福祉課 社会福祉係  
電話：0470-82-2168 F A X：0470-82-4461  
E-mail：fukushi@town.otaki.lg.jp